

## 平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政評価局総務課、行政相談課、政策評価官、

評価監視官（客観性担保評価担当）年金記録確認中央第三者委員会事務局

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

### 1 政策等

#### 〔政策名〕

政策 3 行政評価等による行政制度・運営の改善

#### 〔政策の基本目標〕

政策評価の推進、行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。特に、19～20 年度の間は、新たに導入された経済財政諮問会議との政策評価に関する連携を強化し、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図る。

#### 〔次回評価実施予定年度〕

平成 22 年度

### 2 指標等の進捗状況

#### 「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
年金記録に関するあっせん等の状況	20 年 3 月末までに申し立てられた事案(49,214 件( 1))については、概ね 1 年を目途に処理を終える。  ( 1)平成 19 年度受付件数(50,752 件)から、社会保険庁段階での処理件数(1,538 件)を除いたもの	20 年度	年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示すことにより、年金制度に対する信頼を回復しているか。	年金記録の確認について第三者委員会において結論を得たもの (あっせん、訂正不要及び取下げ等の合計)		
					処理件数 5,794 件	処理件数 (累計) 49,190 件 ( 2)  進捗状況 ( 2/ 1) 99.95%

#### 「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
経済財政諮問会議との連携強化による、重要対象分野に係る政策評価の実施の推進の状況	評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映するために、経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評	政策評価・独立行政法人評価委員会における調査審議及び答申を経て、平成 20 年 11 月 28 日、19 年度の重要対象分野(注)である少子化社会対策関連施策( 育児休業制度、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組、子育て支援サービス)及び若年者雇用対策に係る関係府省の評価結果について、上記答申において		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度																																
	<p>価に関する連携強化が図られているか、また、各府省における重要対象分野に係る評価の実施の推進が図られているか。</p>	<p>明らかにされた諸課題とともに総務大臣から経済財政諮問会議に報告した。</p> <p>また、同日、平成20年度の重要対象分野の選定等について、総務大臣から同会議に対し意見を述べ、地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険、医師確保対策が選定された。</p> <p>(注)19年度の重要対象分野のうち、農地政策については、新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで評価を実施。</p>																																		
各府省における政策評価の質の向上の状況	<p>17府省中15府省が実施している「実績評価方式による評価」について、「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合」の推移を把握し、各府省が実施した政策評価の質の向上の状況を分析する。</p>	<p>実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。</p> <p>各府省が実施した実績評価方式による評価について、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合(府省全体)の推移をみると、次図のとおり、平成14年度から16年度は年々増加し、17年度と18年度は横ばいであったが、19年度から再び増加に転じ、20年度は75.4%となっている。</p>																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> <th>総数</th> <th>達成数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>34.2%</td> <td>471件</td> <td>161件</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>50.0%</td> <td>500件</td> <td>250件</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>55.5%</td> <td>488件</td> <td>271件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>54.6%</td> <td>441件</td> <td>241件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>57.2%</td> <td>407件</td> <td>233件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>71.1%</td> <td>318件</td> <td>226件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>75.4%</td> <td>276件</td> <td>208件</td> </tr> </tbody> </table>			年度	割合	総数	達成数	平成14年度	34.2%	471件	161件	平成15年度	50.0%	500件	250件	平成16年度	55.5%	488件	271件	平成17年度	54.6%	441件	241件	平成18年度	57.2%	407件	233件	平成19年度	71.1%	318件	226件	平成20年度	75.4%	276件	208件
年度	割合	総数	達成数																																	
平成14年度	34.2%	471件	161件																																	
平成15年度	50.0%	500件	250件																																	
平成16年度	55.5%	488件	271件																																	
平成17年度	54.6%	441件	241件																																	
平成18年度	57.2%	407件	233件																																	
平成19年度	71.1%	318件	226件																																	
平成20年度	75.4%	276件	208件																																	
各府省における政策評価結果の予算要求等政策への反映の状況	各府省における政策評価の結果の取扱いについて、「評価結果の政策への反映割合」及び「政策の改善・見直し等が行われた割合」等、各府省において、評価結果が予算要求、政策の改善・見直し等に	(評価結果の政策への反映割合)																																		
		18年度	19年度	20年度																																
		100% (1,834/1,834)	100% (1,486/1,486)	100% (4,656/4,656)																																
		分母：事後評価実施件数、分子：政策への反映件数(「これまでの取組を継続するもの」を含む。)																																		
		(政策の改善・見直し等が行われた割合)																																		
		18年度	19年度	20年度																																
		23.1% (424/1,834)	20.9% (311/1,486)	4.8% (222/4,656)																																

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度	
	活用されているか。		51.2% (355/693)	47.7% (265/555)	38.6% (162/420)
		<p>は、公共事業を含む現在実施されている政策についての状況 (分母：事後評価実施件数、分子：改善・見直し等実施件数)</p> <p>は、一般政策についての状況(分母：事後評価実施件数、分子：改善・見直し等実施件数)</p>			
規制の事前評価の円滑な実施の推進の状況	<p>各府省において規制の事前評価が着実に実施されているか。</p> <p>各府省の取組支援のための調査研究、各府省に対する情報提供や必要な研修等の取組が進められているか。</p>	<p>規制の事前評価については、平成19年10月1日から、各行政機関にその実施が義務付けられており、20年度における評価件数は、12府省で157件(義務付け後の累計は273件)となるなど、着実に実施されている。</p> <p>また、平成20年度については、規制影響分析(RIA)のうち、競争評価に着目し、競争評価について基礎的資料の収集及び諸外国の事例の分析に関する調査研究を各府省に提供すべく実施した。また、「政策評価に関する統一研修(平成20年10月14日)」において規制の事前評価をテーマとして取り上げ、専門的な知見、諸外国の現状等を紹介するなど、積極的な取組を進めた。</p>			
総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況	評価の結果が関係府省の政策に適切に反映されているか。	<p>総務省では、統一性・総合性確保評価の結果を踏まえて関係府省が講じた政策の見直し・改善の状況について把握するため、フォローアップを毎年実施している。</p> <p>平成20年度における上記フォローアップの結果、関係府省において基本方針やガイドライン等の改定、業務の改善・見直し等が図られ、評価結果の政策への反映が行われている。</p> <p>平成20年度フォローアップ結果(「統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況」) (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/pdf/090526_1.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/pdf/090526_1.pdf</a>)</p>			
総務省が行った客観性担保評価活動の結果に基づく関係府省における政策評価の改善の状況	客観性担保評価活動の一つである「評価の内容点検(認定関連活動)」の取組を通じて把握した、各府省の政策評価の改善の状況を分析する。	<p>総務省では、平成16年度から毎年度、各府省が実施した政策評価の妥当性に疑問が生じた場合、評価の内容に踏み込んで点検し、改善すべき点がみられたものについては、関係府省に対し、評価のやり直し、公共事業評価の評価手法の改善、適切な指標の設定、評価書の修正などの改善措置を講ずるよう求める取組を行っている。</p> <p>平成18年度は7府省の23件(ほかに公共事業評価のマニュアルの見直し2事項)、19年度は13府省の47件、20年度は11府省の45件( )について、それぞれ、評価の妥当性を確認するため事実関係の把握・整理を行い、その結果、評価のやり直しなどを指摘した。</p> <p>平成20年度においては、上記のほか、3府省の5件について、19年度から引き続いて事実関係の把握・整理を進め、その結果、評価のやり直しなどを指摘。</p> <p>また、平成18年度及び19年度の「評価の内容点検(認定関連活動)」において改善すべき点がみられたものについて、関係府省におけるその後の措置状況を把握し、19年7月に改訂された厚生労働省の「水道事業の費用対効果分</p>			

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
		<p>析マニュアル」について、当省の指摘事項が改正内容に反映されていること、文部科学省の政策（達成目標2-3-1「児童生徒が専門的な教育相談を受けることができる体制を整備する。」）に係る実績評価方式による評価について、アウトカムに着目した指標が設定され、改善が図られたことなどを確認した。</p>		
国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の迅速かつ的確な実施の状況	国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマ等について、行政評価・監視に機動的に取り組んだか。	<p>国民の安全・安心の確保等政府の重要行政課題などについて、重点的かつ機動的に実施。</p> <p>平成20年度は別添1のとおり、輸入農畜水産物の安全性の確保、契約の適正な執行等8テーマについて勧告等を行うとともに、新たに、食品表示、道路橋の保全等4テーマについて、調査に着手。</p>		
行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況	行政評価・監視に係る勧告等の指摘事項は、実際に、関係府省において、改善が図られているか。	<p>勧告等から原則として6か月後に勧告等に対して講じた措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」から原則として1年後に「その後の改善措置状況」を受領している。平成20年度においては、別添2・3のとおり、11の行政評価・監視について「回答」を、また、11の行政評価・監視について「その後の改善措置状況」を受領した。指摘事項の内容により、改善措置を講ずるために要する時間は相違するが、当該「その後の改善措置状況」をみると、指摘事項の75.9%は既に改善措置が採られており、この他改善措置を採ることが具体的に予定されているものが、22.8%となっている。</p>		
行政相談の処理件数とそのうちの国の行政機関等に係る処理件数	相談を受け付け、行政運営の改善の必要性を検討すること、関係機関等に対し、相談内容を通じ、連絡すること、窓口となる行政機関を教示・助言すること等を通じ、行政運営等の見直し・改善に結びついていることから、各年度に国民から受付・処理した行政相談のうち、国の行政機関等に係る相談(対象内事案)の件数を把握する。	行政相談処理件数 179,419件 (うち、対象内事案 56,072件)	行政相談処理件数 175,306件 (うち、対象内事案 61,295件)	行政相談処理件数 173,627件 (うち、対象内事案 61,509件)
苦情あっせんに基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況	行政相談活動が効果的に実施されているかを把握。 行政制度・運営の見直し・改善状況の	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>苦情あっせん解決率</p> </div>		
		96.2% (苦情あっせん案件900件中866件)	95.3% (苦情あっせん案件992件中945件)	95.1% (苦情あっせん案件862件中820件)

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
	把握手段の一つとして、苦情あつせん事案解決率を把握する。	が解決)	が解決)	が解決)
<p>当該数値は、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所が当該年度に受け付けた苦情案件（行政相談委員から通知を受けた案件を含む。）のうち、関係機関にあつせんを行った案件を対象とした。</p> <p>なお、行政相談委員が受け付け、処理する苦情案件は、事務処理の遅延、営造物の維持管理等、簡易なもので、かつ、関係機関に通知すれば解決が可能なものとしており、これらの案件以外については、管区行政評価局・行政評価事務所が、行政相談委員からの通知を受け、処理することとしている。</p>				
年金記録に関するあつせん等の状況	年金記録に関するあつせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示すことにより、年金制度に対する信頼を回復しているか。		<p>第三者委員会で結論を得たもの 5,794 件</p> <p>(受付件数 50,752 件)</p> <p>そのほか社会保険庁段階での処理件数 1,538 件がある。</p>	<p>第三者委員会で結論を得たもの (累計) 59,538 件</p> <p>(受付件数(累計)) 100,552 件)</p> <p>そのほか社会保険庁段階での処理件数(累計)2,943 件がある。</p>

(別添1)

## 平成20年度 勧告等実績

名 称	勧告等年月日	勧告等対象機関
輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視	平成20.5.23 (勧告)	厚生労働省、農林水産省
生活保護に関する行政評価・監視 - 自立支援プログラムを中心として -	平成20.8.1 (勧告)	厚生労働省
公共事業の需要予測等に関する調査	平成20.8.8 (勧告)	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
介護保険事業等に関する行政評価・監視	平成20.9.5 (勧告)	厚生労働省、国土交通省
行政手続等における本人確認に関する調査	平成20.9.12 (局長通知)	国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
契約の適正な執行に関する行政評価・監視	平成20.12.16 (勧告)	全府省
原子力の防災業務に関する行政評価・監視(第二次)	平成21.2.13 (勧告)	文部科学省、経済産業省
国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査	平成21.3.27 (勧告)	全府省

## 平成20年度 行政評価・監視の実施状況

名 称	調査着手時期
食品表示に関する行政評価・監視 - 監視業務の適正化を中心として - 貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視 雇用保険二事業に関する行政評価・監視 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視 - 道路橋の保全等を中心として -	平成20年8月 平成20年8月 平成20年12月 平成20年12月

平成20年度に受領した「回答」及び「その後の改善措置状況に係る回答」

[回答]

遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査  
国等の債権管理等に関する行政評価・監視  
府省共通事務に関する行政評価・監視  
原子力の防災業務に関する行政評価・監視(第一次)  
労働安全等に関する行政評価・監視  
小児医療に関する行政評価・監視  
アスベスト対策に関する調査  
在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視  
輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視  
公共事業の需要予測等に関する調査  
介護保険事業等に関する行政評価・監視

[その後の改善措置状況に係る回答]

農業経営構造対策に関する行政評価・監視  
IT化推進施策に関する行政評価・監視 - 地域情報化を中心として -  
検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査  
バリアフリーの推進に関する行政評価・監視  
民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視(第二次)  
鉄道交通の安全対策に関する行政評価・監視  
農業災害補償に関する行政評価・監視  
地方支分部局等における指導監督行政(立入検査)に関する調査  
都市農村交流対策に関する行政評価・監視  
感染症対策に関する行政評価・監視  
厚生年金保険に関する行政評価・監視

勧告等から原則として6か月後に、勧告等に対して講じた措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」から原則として1年後に、「その後の改善措置状況に係る回答」を受領

## 具体的な見直し・改善事例(平成20年度)

行政評価・監視名	主な勧告事項	主な改善実績
府省共通事務に関する行政評価・監視	<p>公用車の効率化の推進を図るため、使用が低調なもの等について、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどにより、削減又は有効活用すること(国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p> <p>使用実績を把握の上、これに基づき、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどの検討を行い、公用車の効率化を推進すること(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>&lt;個別指摘事例の改善状況&gt;</p> <p>専任の運転手より公用車の台数が多い、又は公用車を部局別に管理することにより、非効率な公用車の存在を指摘した7府省29機関の改善状況をみると、代替手段を導入又は導入を検討しているものが7機関、一般職員による運転を実施又は実施予定のものが3機関、公用車の運行管理方法を見直したものが9機関、公用車を削減又は削減予定のものが13機関</p> <p>(注)改善状況は、延べ数である。</p> <p>&lt;改善事例：総務省&gt;</p> <p>著しく使用が低調な公用車については、削減を図り、レンタカーや公共交通機関等代替手段の利用に切り替え。また、平成20年度から職員による運転が可能となるよう、通知を発出。これに基づき、各部局、地方支分部局は関係規程を整備し、20年4月1日から施行</p>
遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査	<p>国土交通省は、定期検査報告の的確な実施のため、</p> <p>遊戯施設の所有者等がJIS検査標準等に基づき適切に検査資格者に検査を実施させていることが特定行政庁において確実に把握できるように定期検査報告の様式を見直すこと</p> <p>JIS検査標準等の定期検査の項目、方法等について、遊戯施設の使用実態や安全性能に即したものに見直した上で、法令に明確に位置付けること</p>	<p>国土交通省は、</p> <p>省令及び告示により、特定行政庁において検査結果が確実に把握できるよう定期検査報告関係様式の改定等を実施</p> <p>省令により、遊戯施設の検査項目、検査事項、検査方法及び判定基準について明確化</p>



(別添4)

### 国の行政機関等に係る行政相談処理件数(苦情、要望陳情、照会) (平成18～20年度)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総 件 数	179,419件	175,306件	173,627件
うち苦情、要望・陳情	16,432件	18,656件	19,492件
うち、照 会	39,640件	42,639件	42,017件
計	56,072件	61,295件	61,509件

### 苦情あっせん事案の解決率(平成18～20年度)

平成20年度における「苦情あっせん事案の解決率」をみると、下表のとおり、目標値90%に対して、95.1%となっており、目標値を上回っている。

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	目標値
解決率	96.2% (866件 /900件)	95.3% (945件/ 992件)	95.1% (820件/ 862件)	90.0%

(注) 当該数値は、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所が当該年度に受け付けた苦情案件(行政相談委員から通知を受けた案件を含む。)のうち、関係機関にあっせんを行った案件を対象とした。

なお、行政相談委員が受け付け、処理する苦情案件は、事務処理の遅延、営造物の維持管理等、簡易なもので、かつ、関係機関に通知すれば解決が可能なものとしており、これらの案件以外については、管区行政評価局・行政評価事務所が、行政相談委員からの通知を受け、処理することとしている。